

令和8年度第1回豊山町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和8年4月6日(月) 午後1時55分～午後2時15分
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3
- 3 出席者
 - (1) 豊山町選挙管理委員会委員
委員長 小塚勝好
委員 鈴木登 寺町信秀 河村博務
 - (2) 事務局
書記長 林真吾
書記 佐藤浩介 高木久徳 中村裕一 保子明德 富安那奈
- 4 議題
 - (1) 委員長の選出について
 - (2) 委員長職務代理者の選出について
- 5 会議資料
 - (1) 選挙管理委員会とは
- 6 議事内容

事務局： 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、令和8年度第1回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。本日は委員改選後、初めての委員会でございます。委員会の会議録につきましては、町ホームページにて公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、書記長であります総務部長からごあいさつ申し上げます。

書記長： 総務部長の林です。改めましてよろしくお願いいたします。3月議会最終日の17日に、議会にて議決いただき、皆様には選挙管理委員会の委員に就任いただけたことと、また、町の選挙事務にご協力くださり、誠にありがとうございます。

事務局といたしましては、皆様のご協力を賜りまして、ミスなく公平かつ適正な選挙の執行に努めて参りたいと考えております。

皆様には、選挙当日は、早朝の投票準備から開票の終了までの長時間の業務をお願いすることとなり、大変なご足労をおかけしますが、私を含め選挙管理委員会の職員までお尋ねいただければ、お応えいたしますので、これからの4

年間どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局： それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(各委員の紹介)

事務局： 次に、事務局の紹介をいたします。

(事務局の紹介)

事務局： それでは、議題に入ります前に、仮委員長の選出をさせていただきます。

仮委員長につきましては、豊山町選挙管理委員会規程第5条により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うこととなっておりますので、年長者であります鈴木委員にお願いいいたします。

仮委員長： それでは、仮委員長のご指名を受けましたので、ただ今から、議題の審議に入ります。

まず始めに、委員長の選出を議題といたします。

委員長の選出は、互選あるいは推薦によることとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員： (異議なし)

仮委員長： それでは、どなたか推薦していただけませんでしょうか。

委員： 小塚委員にお願いしたらどうでしょうか。

仮委員長： ただ今、小塚委員をとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

委員： (異議なし)

仮委員長： ありがとうございます。

事務局： それでは、委員長就任にあたりまして、委員長からごあいさつをいただきます。よろしくお願いいいたします。

委員長： 委員長就任にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

令和8年3月17日第1回定例会において、豊山町選挙管理委員会委員として選出され、今後4年間委員としての重責を務めてまいりたいと思います。

また、ただ今は、皆様のご推挙によりまして、委員長の要職に就くことになりました。

皆様方のご協力の下、豊山町選挙管理委員会委員長として、選挙が適正に執行されるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願いい申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。

それでは、今後の議事の取り廻しを委員長お願いいいたします。

委員長： 続きまして、委員長の職務代理者の選出を議題といたします。

職務代理者の選出については、豊山町選挙管理委員会規程第4条第1項の規定により、委員長において指名することになっておりますので、私から、鈴木委員を職務代理者に指名させていただきます。よろしくお願いいいたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。引き続き、その他に入らせていただきます。

その他について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは私から次第の「3 その他」の（1）選挙管理委員会の業務について、（2）選挙人名簿定時登録に伴う委員会の開催日について、（3）選挙執行予定について順にご説明させていただきます。

まず初めに、お手元の「選挙管理委員会とは」と書かれた資料をご覧ください。選挙管理委員会は、地方自治法により行政委員会の1つとして規定されています。委員会を開催するには、委員4名のうち3名以上の出席が必要とされ、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによると地方自治法に規定されています。選挙管理委員会委員については、同じく地方自治法の規定により地方公共団体の議会議員や長、国会議員等を兼ねることはできないとされています。また、選挙管理委員会の委員には、地方自治法により守秘義務が課されるとともに、公職選挙法により選挙運動が固く禁じられています。

続きまして、選挙人名簿の定時登録に伴う選挙管理委員会の開催日について、ご説明させていただきます。お手元の「次第」をご覧ください。公職選挙法に基づき、選挙人名簿に登録する者を定めるための選挙管理委員会を、今年度は6月1日（月曜）、9月1日（火曜）、12月1日（火曜）、3月1日（月曜）に開催予定ですので、ご予定の調整をよろしくをお願いいたします。開催日前には、事務局から皆様に、開催の日時や場所をハガキで通知させていただきますので、ご確認をお願いいたします。定時登録に伴う選挙管理委員会は、原則1日に行うこととなっておりますが、1日が土日や祝日の場合は、翌開庁日に開催することになりますので、ご留意ください。また、やむを得ず委員会を欠席される場合は、必ず事務局まで事前に連絡をお願いいたします。

続きまして、選挙管理委員会の委員報酬について、ご説明させていただきます。委員長の年報酬は60,000円、委員の年報酬は48,000円となっており、年度末の選挙管理委員会開催時にお支払いしています。その他、皆様には、選挙執行の都度、投票管理者として選挙事務に従事していただくこととなりますので、別途、投票管理者の報酬をお支払いしています。

続きまして、今年度の選挙の執行予定について、ご説明させていただきます。お手元の「次第」をご覧ください。令和8年に執行予定の選挙はございません。令和9年の2月に愛知県知事選挙の執行を、また、同年4月に、愛知県議会議員選挙と豊山町議会議員選挙の執行を予定しています。選挙執行の際には、選挙人名簿の定時登録に伴う選挙管理委員会以外に、別途、選挙管理委員会を開催する必要がありますので、その際にはご出席をお願いいたします。

最後に、新任の委員の皆様には、これより、選挙管理委員会の委員バッチをお配りさせていただきます。委員バッチは、選挙管理委員会の開催時や選挙執行時のように、選挙管理委員として職務に従事していただく際に、着用していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

委員長： ただ今の事務局からの説明に、ご質問はありませんか。

委員： 守秘義務について。町民から選挙管理委員会や選挙に関することを尋ねられた場合、全く答えられないのでしょうか。

事務局： 例えば、立候補予定者の個人情報等の公表されていない情報につきましては、守秘義務がございますので、口外されませんように、くれぐれもご注意願います。一方、公になっている情報や、告示後の内容につきましてはお伝えいただいても問題はございません。

委員： 選挙管理委員会委員に就任したことは、一般に公表されますか。

事務局： 委員長と同職務代理者につきまして告示を行います。また、町の広報等でお知らせさせていただく予定です。

委員長： その他、ご質問はございませんか。

委員： （質問なし）

委員長： ないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、令和8年度第1回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

令和8年4月30日

委員長 小塚勝好

委員 鈴木登

委員 寺町信秀

委員 河村博務